

## ●留意事項

- (1)入札参加希望者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上に相当する額を金融機関が振り出した小切手（保証小切手）により、入札当日の受付時に町に納付してください。
- (2)この物件は、朝日町が定める予定価格（最低売却価格）以上の最高価格の入札者をもって落札者と決定します。
- (3)入札保証金は、入札終了後、落札者を除き還付します。落札者は契約保証金、又は契約金額に充当することができます。
- (4)売買契約は、平成25年11月20日(水)までに締結しなければなりません。
- (5)契約金額は、売買契約締結時に納付して頂きます。ただし、契約保証金として、売買契約締結と同時に契約金額の100分の10以上に相当する額を納付して頂ければ、売買契約締結時の翌日から起算して20日以内に契約金額から契約保証金を差し引いた残額を納付することができます。この場合、期限までに納付がない場合には、契約保証金は町に帰属することになります。
- (6)建築基準法、三重県の条例等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。
- (7)現地説明会は実施しません。必ず現地確認を行ってください。
- (8)詳細については、総務課で配布する「朝日町有地売払一般競争入札実施要領」を必ずご覧ください。

問い合わせ先 総務課 TEL377-5651

